

## 技能・業務系職員の勤勉手当の成績率における 勤務成績判定区分の改正について(案)

### 1 趣旨

職務・職責に応じた勤務成績をきめ細かに反映するため、勤務成績判定区分を改正する。

### 2 内容

次の表のとおり、勤務成績判定区分を改正する。

なお、改正後の区分に係る一律拋出割合及び加重値については、各区において設定する。

改正前	改正後
統括技能長 技能長 担当技能長 技能主任	統括技能長 技能長 担当技能長
	技能主任

### 3 実施時期

令和2年1月1日(令和3年6月支給分から適用)